

入院時の食事療養費の負担額が変わります

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)(厚生労働大臣が定める基準)の届出を基にした食事を提供しています。管理栄養士によって管理された食事を、**適時**(夕食については午後6時)、**適温**(保温・保冷配膳使用)で提供しています。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者		標準負担額(1食あたり)	
			令和7年3月迄	令和7年4月から
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)		490円	510円
(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等			280円	300円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年の入院 期間が90日以内	230円	240円
		過去1年の入院 期間が90日以上	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)		110円	110円

※1 ①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方。

※2 ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方。あるいは②老齢福祉年金受給者



令和7年4月1日
一般財団法人 大原記念財団
大原綜合病院